

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年9月4日
厚生労働省
年金局事業管理課

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令案について、令和8年4月27日（月）から同年5月26日（火）まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	労使折半を超えて事業主が負担した保険料の会計処理は、資産計上でよいのか。	保険料調整制度は、納入告知した保険料を納付期限までに納付した場合に、当該保険料について徴収を行うことを要しなかったとみなす制度であり、徴収を行うことを要しなかったものとみなされた保険料（保険料調整額）については、原則として将来発生する保険料へ充当されます。また、保険料が発生しない等の理由により充当ができない場合には、還付が行われ、その際には、還付通知書を送付します。 これらの取り扱いは、通常の保険料の充当及び還付と同様となります。

2	企業側の対象者確認、管理などの事務負担が高くなることが見受けられます。こうした時限的措置の対応に関して事業主に手続きを一任された場合、誤りも起こる可能性があり、労務費や給与計算システムの設定も含めたコスト増となり、本業に集中できなくなる可能性があります。ついては、関連事務は行政庁および健保組合などでご負担いただきたい。	保険料調整制度は、今般の社会保険の適用拡大の対象となる比較的小規模な事業所で働く短時間被保険者が就業調整を行うことがないように、特例的・時限的な支援措置として、労使折半を超えて被保険者の保険料の一部を一時的に追加で負担した事業主に対して、当該追加負担分の保険料相当額を制度的に支援するものであり、対象となる企業の申出により利用することができる制度としています。 この点、多くの事業主に制度を利用いただけるよう、事業主側の事務負担がなるべく少ないものとなるよう簡便な制度とすることは重要であると考えています。一方、制度による支援を早期に行うために、保険者等における事務処理やシステム改修についてもなるべく簡素なものとした上で、制度の適正な運営及び適正な保険料額の徴収を行うという観点から、事業主にもケースに応じて一定の手続きを行っていただくこととしたものであり、このような制度設計としたことについてご理解をいただきたく存じます。
3	「短時間被保険者が被保険者資格を取得し、その取得した日の属する月に同資格を喪失した場合について、当該短時間被保険者が保険料調整制度により保険料負担割合の減少を受ける対象である場合には、事業主は必要な事項を記載した届出書を機構又は健康保険組合に提出しなければならないこととする。」とありますが、取得時に報酬月額を記載する現状において、一定の等級以下に該当するため、減少を受ける対象となるか、そうでないかは保険者側が把握できるのではないのでしょうか。	保険料調整制度は、今般の社会保険の適用拡大の対象となる事業所で働く短時間被保険者の保険料負担の軽減を趣旨とする制度ですが、人材確保や定着の観点から、社会保険の適用拡大よりも前に社会保険の適用を希望する企業も存在するため、制度による支援を早期に行う必要があります。そうした中で、多くの事業主に制度を利用いただけるよう、事業主側の事務負担がなるべく少ないものとなるよう簡便な制度とすることは重要であると考えていますが、早期に制度を施行す

	また、一定の等級以下に該当するため減少を受ける対象となるにもかかわらず、その適用を受けない（減少しない）扱い、つまり、被保険者ごとに適用有無を判断する規定ではないと理解しています。 結果として、保険者側が、等級が一定以下である等の要件をみなすならば、すべからく減少の適用を受ける対象として認知する扱いとし、届出書は不要にしてもらいたい。事業主側の事務負担およびシステム改修負担が増えないようにしてもらいたい。	る必要性等を踏まえ、保険者等における事務処理やシステム改修についてもなるべく簡素なものとした上で、制度の適正な運営及び適正な保険料額の徴収を行うという観点から、事業主の皆様にもケースに応じて一定の手続を行っていただくこととしております。この点、ご指摘のケースにおいては、保険者等において速やかに対象者等を把握することが困難であるため、このような制度設計としており、ご理解をいただきたく存じます。 なお、「一定の等級以下に該当するため減少を受ける対象となるにもかかわらず、その適用を受けない（減少しない）扱い、つまり、被保険者ごとに適用有無を判断する規定ではない」については、ご認識のとおりですが、ご指摘の手続は、本来保険料調整制度の対象となる（又はならない）被保険者について、事業主の届出により把握することとしたものです。
4	保険料調整制度については、事業主が追加負担した分の保険料を制度全体で支援することとされているが、健康保険組合における事務の取扱いを規定するにあたっては、実務上の多大な負担が生じることのないように配慮をお願いしたい。	健康保険組合の皆様が保険料調整制度の実務を行われるにあたり、本制度に過度な不安を感じることもないよう、円滑な実施に向けて、本制度の意義・趣旨も含め、現場の皆様と丁寧なコミュニケーションを取っていきたいと考えています。

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。